

なのか、それとも、予防接種を受けないという考えなのかを区別するように心がける。この区別は、診察後にどのように説明するか参考になるからだ。

- 前者ならば、今回の受診についての説明をした後で、今までかからなくて良かったですねと声をかけ、普通に接種勧奨をして、接種の予約を取ってもらうようにすればよい。
- 後者ならば、どういう理由で受けないのか、まず相手の意見を傾聴する。いろいろな考えを聞くことは自分自身の貴重な経験となる。そのうえで、小児科には抵抗力の弱い児や、ワクチンを受けられない児、そして妊婦などが来るので、その人たちを感染症から守るためにも、ここを利用する限りは必ずワクチンを受けてもらいたいと願う。口調は穏やかに、でも、毅然とした態度で対応する。くれぐれも自分の頭の中が真っ白になったり、真っ赤な顔にならないようにしたい。

予防疫種と裁判

- 予防疫種事業が後退せざるをえなくなる2つの最高裁判決がある。「東大病院ルンバル事件」の最高裁判決(昭和50年10月24日)と「小樽種痘後後遺障害事件」の最高裁判決(平成3年4月19日)である。
- 前者は、昭和30年9月、東大病院に化膿性髄膜炎で入院していた3歳児が、入院12日目のルンバル20分後に嘔吐、2時間後にけいれんし、後遺障害を残した事例。原因は脳出血であり、ルンバルと因果関係ありとされた判決である。判決文には「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうることを必要とし、かつそれで足りるものである。」とあり、疑わしいというだけで因果関係ありと断定し、紛れ込みも考慮していない。
- 後者は、昭和43年、種痘9日後に脊髄炎を発症し、後遺症を残した6か月児の事例である。判決文には、「予防接種によって重篤な後遺障害が発生する原因としては、被接種者が禁忌者に該当していたこと又は被接種者が後遺障害が発生しやすい個人的素因を有していたことが考えられるところ、・・・ある個人が禁忌者に該当する可能性は右の個人的素因を有する可能性よりもはるかに大きいものというべきであるから、予防接種によって右後遺障害が発生した場合には、当該被接種者が禁忌者に該当していたことによって・・・発生した高度の蓋然性があると考えられる。」とあり、こちらも後遺障害が発生する原因に紛れ込みの可能性を考慮していない。

予診に求められること

- 定期接種実施要領には、予診とは、問診、検温、視診、聴診等の診察を接種前に行い、予防接種を受けることが適当でない者(予防接種不適合者)または予防接種の判断を行うに際して注意を要する者(予防接種要注意者)に該当するかどうかを調べることと記されている。このように、予診に求められていることは、被接種者一人ひとりで、また、接種日によって異なる、個別で多様な健康状態の確認である。
- しかし一方、同実施要領には別項目として「予防接種後副反応等に関する説明及び同意」として、「予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、(中略)その内容を理解し得るよう適切な説明を行い」とも記載され、予診票作成の参考とするよう提示されている様式の医師記入欄にも同様の文言が記載されている。
- 保護者からの質問に答えることは必要だが、予防接種後の副反応や健康被害救済制度は既定で普遍的な内容であり、対象者によって異なることはない。このような事項は市町村が文書等で前もって周知しておくことである。文書での周知だけでは十分ではないというのであれば、文